

教 生 学 第 46 号

平成29年 4 月17日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめ
の状況等の確認に係るフォローアップ結果等を踏まえた対応について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知
がありましたので通知します。

ついては、管内の道立学校及び市町村教育委員会に送付の上、別添の文部科学大臣メッセ
ージの内容を、児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員及び学校の教職員に周知
するとともに、文部科学大臣メッセージ及びフォローアップ結果を踏まえ、被災児童生徒へ
のいじめの防止に向けた取組を行うよう指導願います。

また、先般発出した「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応につ
いて」（平成28年12月19日付け教生学第883号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
を踏まえ、引き続き、被災児童生徒へのいじめの防止に向けた取組が行われるよう指導願
います。

（生徒指導・学校安全グループ）

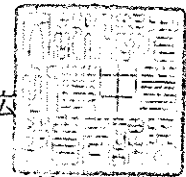


29 初児生第3号
平成29年4月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知 広



(印影印刷)

原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒
に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果等
を踏まえた対応について

平素より、各都道府県・指定都市教育委員会等におかれましては、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難した児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）へのきめ細かな対応や心のケアの充実等に御尽力いただいているところです。今般、被災児童生徒へのいじめの防止に関する文部科学大臣のメッセージ（別添1。以下「文部科学大臣メッセージ」という。）を発表するとともに、原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果（別添2。以下「フォローアップ結果」という。）を公表しましたので、関係資料を送付いたします。

つきましては、文部科学大臣メッセージの内容を、機会をとらえて児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員及び学校の教職員に伝えていただきますよう、御協力をお願いいたします。また、各都道府県・指定都市教育委員会等においては、文部科学大臣メッセージ及びフォローアップ結果を踏まえ、被災児童生徒へのいじめの防止に向けた取組（文部科学大臣メッセージ・3頁参照）が各学校において行われるよう、改めて対応をお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長にあっては所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会等に対して、各指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、関係資料の周知をお願いいたします。

【添付資料】

- 別添1 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめの防止について（文部科学大臣メッセージ）
- 別添2 原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果について（平成29年4月11日現在）

(ホームページ掲載場所)

文部科学省>トップ>教育>小学校、中学校、高等学校>生徒指導等について>いじめ問題を含む子供のＳＯＳに対する文部科学省の取組>いじめの問題に対する施策>東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめの防止について

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1384374.htm)

【本件担当】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

いじめ対策支援第一係，第二係

電 話：03-5253-4111（内線3298）

F A X：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している
児童生徒へのいじめの防止について（文部科学大臣メッセージ）

平成29年4月11日

（児童生徒の皆さんへ）

東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」といいます。）の方へのいじめが起きています。震災や避難生活によりつらい思いをされている方を、さらに傷つける行為は、決してあってはならないと思います。

東日本大震災から6年がたちました。現在でも、震災により受けた被害や傷をかかえながら過ごされている方、ふるさとをはなれて避難生活を送られている方が多くいらっしゃいます。その方々は、つらい経験を乗り越え、未来に向かって、日々、一生懸命頑張っておられます。皆さんの周りにも、同じように頑張っている学校に通っている友達がいると思います。

いじめを防ぐためには、相手の立場になって思いやりをもって行動することが必要です。震災を経験して、ふるさとを離れてなれない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方によりそい、一緒に支え合いながら学校生活を送ってほしいと思います。また、放射線について科学的に理解することも大事なことです。そうすれば、皆さんが、こうした友達へのいじめをする側にも、見て見ぬふりをする側にもならず、いじめをなくすことができると私は信じています。

このことは、被災児童生徒の方へのいじめに限ることはありません。全てのいじめについても同じことが言えます。新学期を迎え、皆さんが、相手の立場になって思いやりをもって行動し、その結果、いじめが学校からなくなることを心から期待します。

(保護者、地域住民の皆様へ)

子供たちは、親や地域の大人の言動を見ています。被災児童生徒へのいじめの背景の一つには、避難されている方々への誤解や、被災地の状況や放射線に関する理解不足からくる、大人の配慮に欠ける言動があるとも考えられます。まずは大人である私達が、被災された方々、故郷を離れて生活をされている方々の思いを理解すること、放射線について科学的に理解するとともに、科学的に思考し情報を正しく理解することが必要です。現在でも、PTA関係者をはじめとする保護者、地域住民の方々が、教育委員会・学校と連携して、被災地の状況や放射線に関する理解を深めようとする取組が進められています。引き続き、保護者、地域住民の方々と教育委員会・学校が連携し、子供たちにおけるいじめをなくす取組を行っていただきますようお願いいたします。

(教育委員会等の職員・学校の教職員の皆様へ)

各教育委員会、学校等におかれては、平素から、被災児童生徒へのきめ細かな対応や心のケアの充実等に御尽力いただいております。今般、福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果を公表しましたが、被災児童生徒がいじめを受けた事案が発生しております。その中には、教育委員会及び学校がいじめ防止対策推進法等に則った適切な対応を行わず、被害を受けた児童生徒が深く傷つく結果となった事案もありました。

東日本大震災から6年が経過した現在でも、多くの被災児童生徒が、震災による心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を抱えながら生活をしています。各学校において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、被災地の状況に係る情報を正しく理解できるよう、取組をお願いいたします。そして、改めて、心のケアをはじめとする被災児童生徒に対する格別の配慮を行うとともに、周囲の児童生徒が被災児童生徒に対して温かく接するよう、日常的な指導の徹底をお願いいたします。

平成29年4月11日 文部科学大臣 松野 博一

(参考) 文部科学省の取組

○「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定
・平成29年3月14日改定)

各学校の教職員においては、以下の事項に留意しながらいじめの防止等のための対応に当たるようお願いします。

「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。」

○放射線に関する教育の充実

各学校においては、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めることができるよう、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育の充実に努めてください。

・放射線副読本(文部科学省ホームページより)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1344732.htm

○「ふくしま道德教育資料」の活用

福島県教育委員会において、東日本大震災の経験を踏まえ、小学校・中学校・高等学校の発達の段階に応じた道德教育を推進するための教材を作成しているため、各教育委員会、学校等において、積極的な活用をお願いします。

・ふくしま道德教育資料

【小学校版】(http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/h28_doutokushiryou/syougaku.pdf)

【中学校版】(http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/h28_doutokushiryou/tyuugaku.pdf)

【高等学校版】(http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/doutoku/h28_doutokushiryou/koukou.pdf)

○いじめに関する相談窓口

各教育委員会、学校等において、被災児童生徒、保護者等に対して、以下の相談窓口の周知をお願いします。

・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310(全国共通ダイヤル)

・ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024(福島県教育委員会)

原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果について（平成29年4月11日現在）

平成29年4月11日
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課生徒指導室

1. はじめに

平成28年12月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知「東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について」（28文科初第1234号）に基づき行われた、原子力発電所事故等により福島県から、震災前の居住地とは別の学校で受け入れた児童生徒（福島県において県内の学校から受け入れた者を含む。以下「福島県から避難している児童生徒」という。）に対する平成28年度におけるいじめ（平成27年度以前について把握したものも含む。）の状況等の確認について、フォローアップを行い、結果をとりまとめました。

なお、以下の結果は、上記通知を受けて、昨年12月以降、各学校等が把握した事案・行った対応についてフォローアップを行ったものであるため、全てのいじめの状況が網羅されているとは限りません（各学校等における確認当時には児童生徒からいじめの訴えがなかった事案、確認時以降発生した事案等）。仮に、現在把握されていない事案がある場合、速やかに、学校、教育委員会等又は下記の電話相談窓口に通報・相談していただきますようお願いいたします。学校、教育委員会等において、直ちにいじめから児童生徒を守る対応をとります。

- ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（全国共通ダイヤル）
- ・ ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024（福島県教育委員会）

2. フォローアップ結果

(1) 平成28年度における福島県から避難している児童生徒に対するいじめ

	国立	公立	私立	計
全認知件数	0	121	8	129
うち東日本大震災又は原子力発電所事故に起因又は関連するもの	0	4	0	4

対象学校種：小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校
<参考>

- ・ 東日本大震災の影響により、福島県から、震災前の居住地とは別の学校で受け入れた児童生徒の数（福島県において県内の学校から受け入れた数を含む。） 11,828人（「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について（平成28年5月1日現在）」より）
- ・ 福島県から避難している児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数 10.9件
- ・ 全国の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数（平成27年度）16.5件（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

東日本大震災又は原子力発電所事故に起因又は関連するいじめの概要【4件】

学校種 (被害者)	いじめの行 為の種類	学校等の対 応	事案の概要と現在（平成29年3月時点）の 状況
公立・小学校	冷やかしや からかい、悪 口等	個別面談、保 護者への確 認	仲の良い友人からの言葉によるふざけがあ った。加害児童への指導とともに双方の保護 者に対する説明を行い、現在は、双方仲良く 学校生活を送っている。学校では、注意深い 見守りとケアを継続している。
公立・小学校	冷やかしや からかい、悪 口等	個別面談、保 護者への確 認、アンケ ート調査	友人と震災に関わる話題になり、嫌な思いを した。加害児童への指導と被害児童へのケア を行い、通常の学校生活を送っている。学校 では、注意深い見守りとケアを継続してい る。
公立・中学校	冷やかしや からかい、悪 口等	個別面談、保 護者への確 認、アンケ ート調査、家庭 訪問	震災にかかわる悪口を1回言われた。近くに いた友達が加害者に対して注意してくれ た。その後は同じようなことは起こってい ない。学校は、被害生徒及び保護者に対して継 続的な支援を行っており、被害生徒は現在も 毎日元気に登校し、生活している。
公立・中学校	冷やかしや からかい、悪 口等	個別面談、ア ンケート調 査	同学年の男子数人がからかいで「福島原発」 と他の生徒に発言する。その発言を本人が聞 き、発言した生徒らに対し、そのようなこと を言わないでと告げる。本人はその発言を聞 いて嫌な思いをした。学校は保護者に事案を 報告し、加害生徒への指導を実施。被害生徒 には寄り添った対応を繰り返し実施し、平常 通り学校生活を過ごしている。

上記129件のほか、

現在、教育委員会、学校等において事実関係を調査中であるもの：1件

(2) 平成27年度以前における福島県から避難している児童生徒に対するいじめ
(各学校等が(1)のいじめの確認を行う中で把握したもの)

	国立	公立	私立	計
全認知件数	0	65	5	70
うち東日本大震災又は原子力発電 所事故に起因又は関連するもの	0	8	1	9

対象学校種：小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

東日本大震災又は原子力発電事故に起因又は関連するいじめの概要【9件】

学校種 (被害者)	いじめの行 為の種類	学校等の対 応	事案の概要と現在(平成29年3月時点)の 状況
公立・小学校	冷やかしゃ からかい、悪 口等	個別面談、ア ンケート調 査	平成23年度、福島県から県内の小学校へ入 学した時、「福島へ帰れ」と面と向かって言 われた。その後現在の在籍校に転入学した が、以降は特段、嫌なことをされることはな く、学校は丁寧に見守りを行っており、現在 は通常通り登校している。
公立・中学校	冷やかしゃ からかい、悪 口等	個別面談	避難当初の小学校低学年の頃、「お前らのせ いで原発が爆発したんだ」と言われたことが ある。嫌な思いをしたが、継続性はなく、す ぐに行為は止んだ。現在、いじめはなく、通 常通り登校している。学校は、本人の様子を 見守っている。
公立・中学校	冷やかしゃ からかい、悪 口等	個別面談、保 護者への確 認、家庭訪問	避難当初、「放射能がうつるから来ないで」 と言われたり、方言をまねされたりしたことが あったが、担任を中心に学校がすぐに対応 したので、短期間で行為は止んだ。友人関係 はうまくいっており、現在まで、嫌なことを 言われることもなく、通常通り登校してい る。学校は、本人の様子を見守っている。
公立・中学校	冷やかしゃ からかい、悪 口、仲間はず れ、集団によ る無視等	個別面談、保 護者への確 認	小学校に転入後、同級生男女3~5人から 「放射能がつくから近づくな」、「こっちに来 るな」と言われた。いじめを受けた当時、当 該児童は、保護者にも学校の教員にもこの事 実を伝えていなかった。現在、当該生徒に対 するいじめはなく、生徒は通常の学校生活を 送っている。学校では、注意深く見守り、必 要な心のケアを行っている。

公立・中学校	冷やかしやからかい、悪口等	個別面談、保護者への確認	本県転入前に避難していた地域の小学校で、福島県から来たことについて嫌なことを言われた。確認時点で、当該生徒に対するいじめはなく、生徒は通常の学校生活を送っていた。当該生徒は本年2月に本県から転出した。
公立・中学校	冷やかしやからかい、悪口等	個別面談、アンケート調査	避難当初の小学校の在学時に「放射能」と呼ばれた。学校は、呼んだ児童及び保護者を指導するなど対処し、その後再発はなかった。被害児童はその後、特段の問題なく登校している。学校では、注意深く見守り、必要な心のケアを行っている。
公立・中学校	冷やかしやからかい、悪口等	個別面談	小学校の在学時に、福島に帰れ等と言われた。児童から当時の学級担任に相談し、解決の方向に向かった。中学進学後は、そのような行為はなく、本人からもいじめられているとの訴えはない。
公立・中学校	金品をたかられる。軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたかれたり、蹴られたりする等。	事案発生当時、いじめ防止対策推進法等に則った速やかな対応がとられていなかった。	小学校の在学時に物を壊される、叩かれる、遊興費を要求されるなどのいじめによって不登校となり、重大事態として対処した。現在は、被害生徒をケアし、不登校児童生徒のための施設に通うことができるようになっている。
私立・高等学校	冷やかしやからかい、悪口、仲間はずれ、集団による無視等	個別面談、保護者への確認、アンケート調査、家庭訪問、ケース会議、カウンセリング	小学校及び中学校時代に、福島県から転校してきたことを理由にいじめが発生した。その後、小学校及び中学校時代のいじめにより、人間不信になり人づきあいが苦手になったことで、高校では原子力発電所事故とは関係のないいじめが発生した。現在は、いじめの行為は止んでいる。

上記70件のほか、

- ・現在、教育委員会、学校等において事実関係を調査中であるもの：4件
- ・平成28年12月時点で中学校、高校等を卒業している者が過去に受けたいじめの事案：5件
- ・調査を行ったものの被害児童生徒を特定できなかったもの：3件